

リサイクル製品(生活関連用品)の認定を受けたい

県産リサイクル製品認定制度(県産リサイクル製品認定事業)

一定の基準を満たす県内で製造されたリサイクル製品を認定し、その利用促進を図ります。

対象者

リサイクル製品の製造・加工・製造委託等を行う方

内容

(1) 認定対象品目

再生資源を原材料として製造した生活関連用品13分類
(認定対象品目は順次拡大します。)

(2) 認定要件

①県内製造、②認定基準適合、③関係法令遵守 など

(3) 認定基準

認定品目ごとに適用される基準を定めています。

(4) 認定事業者の義務

①認定要件への常時適合、②製造等の管理、③県への報告 など

【申請手続き】

- 申請受付は年に2回実施する予定です。
(詳細な日程は下記までお問い合わせください。)
- 認定申請書に必要な書類を添付して提出していただきます。



(認定マーク(ふくるver))

活用方法

- 認定証が交付されます。
- 「エコトン」をモチーフとした認定マークを表示できます。
- 県において県産認定リサイクル製品を率先して利用します。
- 県ホームページやパンフレット等で県産認定リサイクル製品を紹介します。
- 市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL: 092-643-3372 e-mail: recycle@pref.fukuoka.lg.jp

URL: <https://www.recycle-ken.or.jp/nintei/kensan/index.html>